

デジタル・ガバメント推進方針

- これまでのIT化・業務改革の取組を着実に推進するとともに、官民データ活用推進基本法の成立等を受け、**これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、官民データの流通等に資する新たな取組を推進する必要**
- 行政内部の効率化にとどまらない**国民・企業等に価値を提供するサービス部分の変革**に焦点を当て、**行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現**を目指す

【デジタル・ガバメント推進方針概要】

1. デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革

- サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進
 - ・ 利用者中心のサービス改革を推進し、すぐ使える、簡単、便利な行政サービスを実現
 - ・ 「デジタルファースト・アクションプラン」（別紙）に基づくデジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ等の実現
- デジタル技術に対応した情報提供のあり方の見直し
 - ・ 民間サービスとの連携、プッシュ型の情報発信や情報提供のパーソナル化

2. 官民協働を実現するプラットフォーム

- データ流通を促進する環境の整備
 - ・ オープンデータ・バイ・デザイン、情報システムに関する規格整備、マイナンバー制度・法人番号の徹底活用
- 官民データ活用のためのインターフェースの整備
 - ・ 行政データ・サービスのAPI化、行政Webサイトのデザインやデータ構造等の標準化
- プラットフォームの共用化と民間サービスの活用
 - ・ 府省共通システムの充実・強化、自治体クラウドの推進、民間サービス・民間クラウドの積極活用

3. 価値を生み出すITガバナンス

- サービス改革に対応した推進体制の整備
 - ・ 政府CIOを中心とした横串体制の強化、各府省内の体制整備、地方公共団体におけるITガバナンスの強化
- ITマネジメントの徹底と投資効果の最大化
 - ・ 政府情報システムの着実な推進、アウトカム重視のIT投資管理の確立、ITマネジメントの強化等

【スケジュール】



行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン

- ▶ デジタル・ガバメント推進方針に基づき、行政サービス全体の効率化と利便性向上を加速するため、基本的方向や具体的取組などを集中的に記載した「デジタルファースト・アクションプラン（通称）」を策定。
- ▶ 今後、概ね1年以内を目途に各種計画の策定を含め、取組を集中的に推進。（「デジタルガバメント推進方針」に基づく「実行計画」に統合）

これまでの取組

- 行政手続のIT化の推進（2001年～）
⇒「紙から電子への単なる置き換え」、「費用対効果視点の欠如」
- アクションプランの策定と全数調査の実施（2013年～）

最近の状況の変化

- 官民データ活用推進基本法の制定（2016年～）
行政手続のオンライン利用の原則化、民間取引のオンライン利用の促進
- マイナンバー制度等IT基盤の本格稼働（2017年～）

基本的考え方

- 「行政手続IT化にあたっての3原則」
⇒マイナンバー制度の徹底活用

①デジタルファースト

個々の手続が一貫してデジタルで完結
※原則オンライン利用の推進
※サービスデザイン思考に基づく取組の推進

②コネクテッド・ワンストップ
民間サービスも含め、どこでも／一か所でサービス実現

③ワンスオンリー
一度提出した情報は、再提出不要

※本3原則は、規制改革推進会議の「行政手続簡素化の3原則」（（①デジタルファースト、③書式・様式の統一、②ワンスオンリー））と同じ方向。
※「行政手続簡素化3原則」は、短期集中の取組として、IT以外の取組も含めて原則化。本3原則は、デジタル社会を念頭に中長期的な視点で原則化。

アクションプランの個別項目 ※概ね1年以内目途に、取組を集中的に推進。

横断的な取組に係る項目（7項目）

<横断的な計画・プログラム策定>

- ・「行政手続オンライン化推進計画(仮称)」の策定
- ・地方自治体手続のオンライン利用促進に向けた方策
- ・「民間取引オンライン化促進プログラム(仮称)」の策定 など

<横断的な制度・システム導入>

- ・各種手続きにおける住民票や戸籍の添付の省略化
- ・法人インフォメーション等を活用したバックオフィス連携の推進 など

個別分野に係る項目（7項目）

<行政手続のIT化>

- ・住民税の税額決定通知の電子正本化
- ・社会保険・労働保険関連の電子的申請の推進 など

<民間取引を含む社会全体のIT化>

- ・株主総会プロセスの電子化
- ・不動産取引における重要事項説明のオンライン化 など

デジタル・ガバメント推進方針に基づく今後の主な取組

<主な今後の取組>

【ワンスオンリー】

■ 登記事項証明書の添付省略

- ✓ 省庁横断のバックオフィス連携により、登記事項証明書の添付を不要化し、法人設立関係手続を簡素化・迅速化
- ✓ 法人登記に加え、不動産登記まで取組を拡大することを検討中

■ 住民票の写し・戸籍謄抄本等提出の原則不要化

- ✓ 住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出を求める手続を洗い出し、行政内部のバックオフィス連携により、住民票の写し・戸籍謄抄本等の提出を原則不要に

■ 法人番号等を活用したバックオフィス連携

- ✓ 法人インフォメーション等を活用した政府機関間の情報連携により、法人関連手続におけるワンスオンリーを推進

【BPRの更なる推進】

■ BPRの着実な推進と政府全体への展開

- ✓ サービスデザイン思考等の新たな視点を取り入れつつ、**事実の正しい認識の促進**、**先行事例から得られたノウハウの拡充・横展開**を実施するため、IT総合戦略室及び総務省行政管理局が各府省の取組を支援し、BPRの取組を政府全体に展開・推進
- ✓ 府省共通システム（人事・給与、旅費・会計、e-LAWS）や大規模システム等（ハローワーク、公的年金、国税、登記・法人設立、労災保険）のBPRを着実に推進するとともに、新たな分野についても業務・システム改革を展開

【デジタルファースト】

■ 国・地方手続のオンライン原則の実現

- ✓ 法定手続の棚卸しを実施し、書面による提出や対面原則等のオンライン化を阻害する制度や慣習を見直し

【ワンストップ】

■ マイナポータルを活用した子育てワンストップサービス

- ✓ 妊娠、出産、育児等、子育て関連のサービスについて、マイナポータルを活用したワンストップ化を実現
- ✓ 順次、対象分野の拡大を検討

【民間サービスと連携した行政サービスの提供】

■ 政府情報システムのAPI（外部連携機能）整備を推進し、行政サービスと民間サービスの連携を加速

- ✓ 例：社会保険関係手続と企業内人事労務システムを連携させ、行政への申請書類の作成や提出を自動化